○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年八月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三〇二一	南出　力利	二五、五、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三四六	長谷場達雄	二五、五、一二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一五六〇	髙嶺　善包	二五、七、二三	本人からの申請
一六七六	小川　精一	二五、六、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三一四五	湯下　利雄	二五、七、二三	本人からの申請

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月八日

消防庁長官　大石　利雄

ＡＦＥ―⑬―1168	スリーエムヘルスケア株式会社
ＡＦＥ―㉗―1169	キョーワ株式会社
ＡＦＥ―㊵―1170	株式会社イケヒコ・コーポレーション
ＡＣＥ―㉗―1171	太陽染工株式会社
ＡＥ―⑩―1172	株式会社プロト技研
ＡＦＥ―㉗―1173	東洋紡スペシャルティズレーディング株式会社
ＡＦＥ―㉗―Ｑ0003	サンコロナ小田株式会社
ＣＥ―㉘―7086	大路　昌宏
ＣＦＥ―⑩―7087	ハイテックス協同組合
ＣＥ―㊵―7088	有限会社マーサ
Ｅ―㉗―44293	鷹田　秀貴
Ｅ―㉘―44297	後藤　誠裕
Ｅ―㉒―44298	株式会社平井工芸
Ｅ―⑭―44299	有限会社鈴建
Ｅ―⑲―44300	株式会社旭創建
Ｅ―②―44301	長利　元治
Ｅ―⑬―44302	サント株式会社
Ｅ―㊴―44303	日浦　源延
Ｅ―㉓―44304	株式会社ワイズホーム
Ｅ―④―44305	岡本　秀徳
Ｅ―⑬―44306	有限会社泉榮
Ｅ―㉓―44307	有限会社アイエムエス
Ｅ―⑭―44308	有限会社ティー・アレット
Ｅ―⑬―44309	株式会社樋口工房
Ｅ―㉓―44310	株式会社Ｋプランネットワーク
Ｅ―㊵―44311	株式会社九州住建
Ｅ―⑫―44312	西山　信幸
Ｅ―⑭―44346	株式会社ゾアコーポレーション
Ｅ―⑦―44347	溝井　千鶴子
Ｅ―⑨―44348	田中　善樹
Ｅ―⑬―44349	株式会社レックス
Ｅ―⑬―44350	中本　敏紀
Ｅ―③―44351	渡邉　隆二
Ｅ―㉝―44352	株式会社水島ボードセンター
Ｅ―⑪―44353	株式会社高栄
Ｅ―㉔―44354	有限会社ふすまセンター今村
Ｅ―㉓―44355	落合　祐介
Ｅ―㉗―44356	株式会社有建
Ｅ―⑫―44357	有限会社イシカワ内装
Ｅ―⑩―44358	株式会社ＪＭ
Ｅ―⑬―44359	ボトムフラット株式会社
Ｅ―㊸―44360	森下　恵
Ｅ―㉝―44361	守分　大治
Ｅ―④―44362	株式会社安藤内装
Ｅ―⑰―44363	株式会社シキナミ
Ｅ―㉞―44364	有限会社大蔵プロセス
Ｅ―⑦―44365	金澤　敏
Ｅ―㉘―44366	有限会社インテリア工房アクタス
Ｅ―㉓―44368	株式会社アンテック
ＦＥ―⑬―1342	株式会社リディアワークス
Ｆ―⑬―1343	株式会社モレーンコーポレーション
ＦＥ―①―1344	株式会社札幌オーバーシーズコンサルタント
Ｆ―㉗―1345	コーナン商事株式会社
ＦＥ―⑬―1346	株式会社花とみどり社
ＦＥ―⑬―1347	株式会社テクセット
ＦＥ―⑬―1348	オールカーペットサービス株式会社
ＦＥ―㉗―1349	Design Fresco株式会社

○法務省告示第二百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ハワイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月八日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	マイカ・ヤスロウ・サミヤマ
生年月日	千九百八十年三月十五日
国　籍	アメリカ合衆国

○外務省告示第二百七十六号

平成二十五年七月二十六日にダカールで、セネガル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　深田博史在セネガル大使

セネガル側　アマドゥ・カヌ経済・財政大臣

平成二十五年八月八日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第百三十二号

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第八項第二号ハの規定に基づき、教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年八月八日

文部科学大臣　下村　博文

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第二号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。

一　国、都道府県又は市町村（特別区及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。）

二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第四号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

三　児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であって、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの